

訴訟事件の終結について

令和5年（2023年）第4回町田市議会定例会において議決された、児童扶養手当返還金等に係る不当利得返還請求事件の訴訟について、以下のとおり報告します。

なお、訴訟提起先は東京地方裁判所となります。

1 事件の概要

児童扶養手当及び児童手当を受給していた者が、それぞれの受給資格の喪失事由に係る届出の遅れにより、不当に受給した手当の返還を求めるため、訴訟を提起したもの。

2 議決内容

議案番号	議決日	請求金額
2023年第124号	2023年11月29日	528,070円

3 訴訟結果

訴訟提起日	判決日	結果
2024年2月13日	2024年5月31日	勝訴

4 現在の状況

2024年7月23日に分割納付誓約書を受領し、2024年7月分から分割納付が開始されています。